

平成30年第8回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成30年8月9日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江		
欠席委員	委 員 名 島 啓 太		
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもの未来応援担当副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当副参事)	子育て施策担当課長	
	保育課長	男女いきいき推進課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	47号	平成31年度使用(小学校)教科用図書(「特別の教科 道徳」を除く)採択について	承認
2	48号	平成31年度使用(小学校)教科用図書(「特別の教科 道徳」に限る)採択について	承認
3	49号	平成31年度使用(中学校)教科用図書(「特別の教科 道徳」を除く)採択について	承認
4	50号	平成31年度使用(中学校)教科用図書(「特別の教科 道徳」に限る)採択について	承認
5	51号	平成31年度使用(小中学校特別支援学級)教科用図書採択について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
6	56号	東京都北区立王子第一小学校改築に伴う現校舎の解体について	了承
7	57号	日本語適応指導教室の設置について	了承
8	58号	認証保育所「日生赤羽駅前保育園ひびき」の閉園について	了承

平成30年第8回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成30年8月9日(木) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。また、本日の教育委員会定例会における傍聴人の定数は東京都北区教育委員会傍聴に関する規則第4条ただし書きの規定に基づき、34名といたします。

これより、平成30年第8回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第47号議案「平成31年度使用(小学校)教科用図書(「特別の教科 道徳」を除く)採択について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第47号議案、平成31年度使用(小学校)教科用図書採択(「特別の教科 道徳」を除く)について、ご説明申し上げます。

本議案は平成31年度に北区立小学校で使用する教科用図書を採択いただくものでございます。なお、特別の教科 道徳の教科用図書の採択につきましては、後ほど第48号議案においてご審議をいただきます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないことが定められております。そのため、本日提案させていただくものでございます。

なお、今回採択いただく教科用図書は、平成29年度検定において、新たな図書の申請がなかったため、前回の平成25年度検定合格図書から採択を行っていただくこととなります。また、文部科学省初等中等教育局教科書課より平成31年度使用教科用図書の採択については、採択権者の判断と責任により、綿密の調査研究を踏まえ、適切に行う必要があるが、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容の活用も考えられるとの通知が出ております。

恐れ入りますが、資料をおめくりいただきまして、小学校用教科書目録(平成31年度使用)をごらんください。

次のページから国語から保健までの9教科、11種目について、それぞれ一つの発行社を採択いただくものでございます。

なお、小学校用教科書目録に続きまして、資料の27ページからは平成31年度使用教科用図書選定審議委員会の報告書(小学校調査)をつけております。こちらにつきましては、北区において平成26年度に採択した各教科等の教科用図書について、この4年間で使用した実績についてまとめてございます。さらに、55ページ以降は4年前の平成26年度使用教科用図書(小学校選定審議委員会)の報告を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、本件の教科用図書の採択につきましては、平成29年3月告示の学習指導要領が全面実施になる平成32年度までの1年間使用する教科用図書を採択するものです。

なお、今回の採択に当たりましては、文部科学省から平成29年度教科書検定において、新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成25年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなること、採択手続に係る調査研究について、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられることという通知がありました。

以上のことを踏まえまして、北区教育委員会におきましては、これまでと同様北区立学校教科用図書採択実施要項に基づき、教科用図書調査委員会及び教科用図書選定審議委員会を設置して、現在使用されている教科書について、調査及び審議を進め、7月24日に答申をいただきました。各委員に置かれましては、全教科の教科用図書について、調査研究をされてきたとともに、先の答申の概要や前回の採択のときの審議内容等を踏まえ、7月25日に開かれた教育委員会協議会において、1教科ずつ検討をいただきました。これらを踏まえまして、現在使用している教科用図書を種目ごとではなく、一括して採択を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、平成31年度使用(小学校)教科用図書の採択については、一括して採択を行います。

それでは、各委員から意見をお願いしたいと思います。

加藤委員

教育長

清正教育長

加藤委員

加藤委員

今、教育指導課長、そして教育長のほうからご説明がありました、平成29年3月に告示された小学校学習指導要領の全面実施が平成32年度から行われることになるため、平成30年度に採択した教科書は31年度のみ使用となります。文部科学省からの通知に従い、30年度の採択においては4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容を活用して実施するとあります。

私は、平成26年の8月の定例会において、27年度の使用教科用図書、小学校の採択のときに全ての教科書に目を通して慎重に採択をさせていただきました。また、平成31年度使用教科用図書選定審議委員会の報告書を読みますと、どの教科書も現在使用している教科書については、マイナスの意見の記述はなく、プラスの意見が述べられており、おおむね良好な内容であると記されております。よって、私は現在している教科書を引き続き使用していくことでよいのではないかと考えております。

以上です。

檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	<p>檜垣でございます。私の意見を述べさせていただきます。</p> <p>現在、北区で使用している教科書は、平成26年度の8月の採択のときに、全ての教科書に目を通し、慎重に採択したものでございます。また、今回平成27年度から30年度まで使用しました教科書について、選定委員会より意見が出ており、各教科書とも全とおおむね良好な内容であるとの報告、そして記述がございました。教科用図書の調査する観点、4項目を参考に読みました結果、各教科とも基礎・基本の定着、確かな学力を身に着けるよい教科書であると思います。よって、現在使用している教科用図書を採択したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
清正教育長	ありがとうございます。
渡辺委員	教育長
清正教育長	渡辺委員
渡辺委員	<p>図書選定審議委員会の調査結果報告を尊重させていただき、どの教科においてもおおむね良好との報告があります。それとあわせて、各社の教科書を検証しましたが、特に問題なく4年間の実績も踏まえ、継続して使用することの一括の採択を賛成いたします。</p> <p>以上です。</p>
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	<p>おおむね他の委員と同じ意見で、私も継続の使用に賛成という意見でございます。</p> <p>4年間のおおむね良好な内容ということにつきましては、全く同感でございますけれども、加えて学校現場では現在、新学習指導要領実施に向けた移行期間として、本年度も現在の教科書を使用しております。新しい学習指導要領にのっとった指導を実施している学校がほとんどでございますけれども、その実施に当たって、特に齟齬があるというようなことを耳にしておりませんし、私自身もその視点から改めて現在の教科書を一通り拝見いたしましたけれども、移行期間中の使用に差し支えるというふうには認識しておりません。さらに、平成29年度の検定においても、新たな図書の申請もなかったとのことですので、このまま継続の使用が望ましいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>

清正教育長

ありがとうございました。私から発言させていただきます。

平成31年度の小学校教科書採択に当たりまして、教科用図書を調査する観点を参考にしながら、各教科書について目を通させていただきました。平成27年度から30年度まで使用している現在の教科書につきましては、各教科とも基礎的・基本的な知識、技能等の習得や思考力、判断力、表現力等の育成など、よく工夫されているというふうに思いました。平成31年度使用教科用図書選定審議会の報告におきましても、他の委員からもございましたが、全ての教科で現在している教科書についてはおおむね良好な内容であるとの報告となっています。北区の小学校児童の実情にあった教科書と受けとめることができると思います。平成32年度からスタートする新しい学習指導要領の全面実施を控える平成31年度の小学校教科用図書につきましては、総合的に考えて現在使用している教科用図書を継続して使用することが望ましいというふうに考えています。

ただいまの各委員の意見を伺いますと、現在使用している教科用図書を継続して使用することで一致しておりますので、特別の教科道徳を除く平成31年度使用（小学校）教科用図書につきましては、現在使用している教科用図書を採択することでご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

清正教育長

ご異議ないものと認め、平成31年度使用（小学校）教科用図書の採択結果は、国語、東京書籍、書写、東京書籍、社会、東京書籍、地図、帝国書院、算数、東京書籍、理科、東京書籍、生活、教育出版、音楽、教育芸術社、図画工作、日本文教出版、家庭、東京書籍、保健、学研教育みらいとなりました。

日程第2、第48号議案「平成31年度使用（小学校）教科用図書（「特別の教科道徳」に限る）採択について」及び日程第3、第49号議案「平成31年度使用（中学校）教科用図書（「特別の教科道徳」を除く）採択について」を一括して議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第48号議案及び第49号議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、第48号議案平成31年度使用（小学校）教科用図書採択（「特別の教科道徳」に限る）についてでございます。本議案は平成31年度に北区立小学校で使用する特別の教科道徳の教科用図書を採択いただくものでございます。

先ほどの小学校の特別の教科道徳を除く教科用図書の採択と同様に、当該教科用図書

の使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされております。なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第2項及び第3項の規定に基づいて、平成31年度に小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書は平成29年度に採択した教科用図書を使用していきたいと考えます。

資料を1枚おめくりいただきますと、その一覧がございますのでご確認いただけたらと思います。

続きまして、第49号議案「平成31年度使用（中学校）教科用図書採択（「特別の教科 道徳」を除く）」についてでございます。本議案は平成31年度に北区立中学校で使用する教科用図書を採択いただくものでございます。なお、特別の教科 道徳の教科用図書の採択につきましては、この後の第50号議案においてご審議をいただきます。

こちらにつきましても、先ほどと同様に当該教科用図書の使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされております。また、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっており、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、その期間は4年となっております。

したがいまして、平成31年度に中学校で使用する特別の教科 道徳を除く教科用図書につきましては、平成27年度に採択した教科用図書を使用していきたいと考えます。

資料を1枚おめくりいただき、1ページから5ページにかけてその一覧がございますので、ご確認いただけたらと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案通り承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に日程第4、第50号議案「平成31年度使用（中学校）教科用図書（「特別の教科 道徳」に限る）採択について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

続きまして、第50号議案、平成31年度使用（中学校）教科用図書採択（「特別の教科 道徳」に限る）について、ご説明申し上げます。

本議案は平成27年3月に学校教育法施行規則及び小中学校学習指導要領が一部改正され、従来の道徳が特別の教科 道徳として、中学校において平成31年度から全面实施されることに伴い、北区立中学校において使用する特別の教科 道徳の教科用図書について採択いただくものでございます。

第47号議案から第49号議案同様、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書の使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないことが定められております。そのため、本日提案させていただくものでございます。

なお、今回採択いただく特別の教科の教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第2項及び第3項の規定に基づいて平成31年度から平成32年度までの2年間使用することとなります。

恐れ入りますが、資料をおめくりいただきまして、中学校用教科書目録（平成31年度使用）をごらんください。

こちらは特別の教科 道徳の教科用図書について抜粋したものでございます。6ページまでに示される教科用図書につきまして、一つの発行者を採択いただくものでございます。なお、中学校用教科書目録に続きまして、9ページから平成31年度使用教科用図書選定審議委員会の報告書をつけさせていただいております。こちらにつきましては、各出版社のそれぞれの教科用図書の特徴をまとめたものでございます。

ご審議いただく前に、教科用図書選定審議委員会の報告の内容につきましては、次に伝えたい四つの具体的な観点で調査研究をしていただきました。

1点目は教育基本法や学校教育法、義務教育諸学校教科用図書検定基準等の法令に従ったものである。人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものである。生徒の発達の段階に即し、狙いを達成するのにふさわしいものであるか、多様な見方や考え方でできる事柄を取り扱う教材では、特定の見方や考え方に偏った取り扱いがされていないものである。

続いて、2点目は豊かな心を育てるものであるか。人間性や社会性など、豊かな心が育まれるような教材や表現である。いじめの問題への対応にあたり、特に「個性の伸長」、「友情、信頼」、「相互理解、寛容」、「公正公平、社会正義」等の内容項目を扱う教材が適切である。写真、挿絵、図表等も豊かな感性を育てる学習効果などに配慮しつつ、工夫が測られている。

3点目は生徒の発達の段階や特性等を考慮した多様な教材の活用が図られている。生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識を持って多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材であるか。生徒が地域や国、国際社会において、よりよく生きようとする信条や態度を育てるために、科学、環境、福祉、国際理解など広い視野に立った教材が取り上げられている。主体的、対話的で深い学び、（道徳科においては考え、議論する道徳の実現）を踏まえた教材である。読み物教材の登場人物への自我関与

が中心の学習。問題解決的な学習。道徳的行為に関する体現的な学習について、適切な配慮がなされている教材である。

最後、4点目は構成や分量は適切なものであるか。小中学校の発達の段階を踏まえた教材の構成や配列及び発展性、系統性が適切なものであるか。各教材の分量及び発達の段階や発達課題に応じた分量が適切なものであるか。障害、その他の特性の有無にかかわらず、生徒にとってフォントの種類や大きさ、色使い、レイアウト等が読みやすく、適切なものであるか。以上の4点が観点でございます。

最後に、学習指導要領に示されております、特別の教科 道徳の目標は、「道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考える。人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、本件につきましては各委員それぞれが特別の教科 道徳の教科用図書に目を通し、7月25日の教育委員会協議会におきましても、事務局からの事前説明を受け、調査・検討をいたしました。本日はそれを踏まえた上で採択を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、特別の教科 道徳の教科用図書採択について、審議をしていきたいと存じます。

それでは、各委員からご意見をお願いしたいと思います。

加藤委員

教育長

清正教育長

加藤委員

加藤委員

学習指導要領について、ただ今教育指導課長からご説明がありましたが、道徳科の目標、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」、また、これからの時代に生きる生徒を育成すべき資質・能力を確実に身に付けることができるように工夫する。

そして、四つの観点が先ほど説明がありました。私のほうもその観点を見て、8社の教科書を読ませていただきました。また、平成31年度使用教科用図書選定審議委員会の調査・結果報告と北区立中学校用研究調査資料、北区教科書センターと中央図書館での閲覧と感想、意見を踏まえ、自分なりに結論を出させていただきました。

一つ目、全学年の初期段階で「いじめのない世界へ」が配置されており、いじめ問題

を集中して考えることができる構成になっている。また、命を考えるでも、自分や他人の命が大切であることについて、徹底的に考えられるようになっている。

二つ目、道徳の時間ではグループでの話し合いがよく行われると思いますが、各学年ともページの3から6ページにおいて話し合いの手引が織り込まれてあり、スムーズに話し合えるように工夫をされています。

三つ目、各教材の冒頭にテーマが示されており、その時間で考えることが明確になっており、また教材内容に関連した漫画の一部を掲載した部分もあり、生徒にも身近に感じられるものと思いました。

四つ目、A B判のワイドな紙面に写真やイラストなど、大きく示されており、フォントの大きさ、分量などの適切であると思いました。以上の点から東京書籍を選びたいと思います。

以上です。

清正教育長 ありがとうございます。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 平成31年度使用、中学校特別の教科 道徳について、ご説明ありがとうございました。私の意見を述べさせていただきます。平成30年6月の中旬より、8社の道徳の教科用図書を読みました。8社の教科書はそれぞれに工夫があり、1社に採択する難しさを感じております。また、教科用図書選定審議委員会の報告書等、各資料を熟読いたしました。日々検討する中、採択いたしましたのは東京書籍です。

以下、理由を述べさせていただきます。

義務教育の最終段階にある中学生たちに何を望んでいるかと申しますと、それぞれの生徒たちの自分自身の存在価値、長所を見つけ、未来を切り拓ける人物に成長してほしいということです。同時に、また自分自身とは異なるさまざまな他者を理解する。価値観、言語、文化の違いを尊重し、これからの時代を切り拓く、生き抜ける生徒を育成することを望んでおります。

選定の理由として3点ございます。第1の理由として、人間としての生き方を深く考える教材であると思いました。主体的に考え、対話をとおして深い学びを得る。いじめをしない、させない、命の重さを知ることができる教材であると思います。

第2の理由といたしまして、さまざまな出来事や写真、挿絵が豊富に取り上げられております。現代的な課題への取り組みがあります。心に深く訴えかける教材であると判断いたしました。

最後に、第3の理由ですが、大変わかりやすく、見通しと振り返りができる。全体として、ユニバーサルデザインが対応されている。構成や分量が適切なものであると思います。よって東京書籍を採択させていただきたいと思います。

以上です。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 学習指導要領が一部改定され、中学校の特別の教科 道徳が31年度より実施となる背景としましては、重点が幾つかございますが、私は深刻ないじめの本質的な問題解決に向けてという点、また情報通信技術の発展という点にも着眼し、8社全てを検討させていただきました。北区立中学校調査研究資料、区民の方々からの閲覧の感想やご意見、東京都教育委員会が作成した教科書調査研究資料を参考にさせていただいておりますが、情報モラルや現代的な課題について扱っている教材が多いこと、さらには先人の伝記等が多く取り上げられている教材というものは、今の時代の中学生にとって望まれるものではないかなと考えます。

また、生徒にとって身近に起こり得る興味をもてる教材であること、写真、挿絵、図表が入ることによって、単なる読み物としてだけで捉えられず、学習をより効果的にしていることなども考慮いたしました。また、道徳教科図書として好ましいと考えました。

ノートの有無に関しましては、生徒にとって、また授業を展開されます先生方にとってどのような効果があるのか、メリットやデメリットもあるかと思われましたが、初めての道徳科ということで、ノートの存在がよりよい道しるべにもなると期待いたします。

以上のことから、私は日本文教出版社を推薦いたします。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 指導課長からのご説明にもございましたけれども、道徳教育は改めて申し上げるまでもなく、教育基本法並びに学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目的としております。こうした基本的な視点では、どの教科書にも生徒が学ぶべき内容が盛り込まれ、各社ともに内容、構成など工夫されており、私自身の意見をまとめるにあたり、最後まで迷い、選定の困難さを痛感いたしました。しかしながら、教科用図書調査委員会、各学校からの意見、また区民の方々からのご意見等も読ませていただき、最終的には教科用図書選定審議委員会の報告を受け、以下の点から北区の中学生の実態を踏まえた学びにふさわしい教科書はどちらかといった視点から選定いたしました。

まず、生徒がこれまで以上に深く考え、その自覚を深めるという道徳の質的転換が図りやすいかということが挙げられますが、これが答えが一つではない課題に生徒が道徳的に向き合い、考え議論するという学習指導要領改訂の核となることであり、問題解決

的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫するという教師に求められる指導法と直結します。この点において、日ごろ教科の専門的指導を主としている中学校の担任が50分の枠の中で適切に提示したり、問題として投げかけたり、考えさせたりしやすい教材であるか。また、問題提起となる手引の提示はどのようなものであるかを考えました。つまり、教材の理解しやすさ、長さ、挿絵等の工夫、そして考えるためのヒントの提示方法がかかわってまいります。ここには別冊のノートも含まれますが、その内容が生徒の思考を方向づけてしまうものとなっていないか。書くことで考えることは重要ですが、用意された枠が生徒の発想を生かし、真の言語活動の充実となるものとなっているかを考えますと、むしろその内容は教師用指導書に含むこととして、初めから生徒への提示として準備しないほうがよいのではと思われる面もございました。

また、評価についても数値化しないことを生徒自身にも授業を通して体験的に理解させることも、安心して自分自身と向き合い、他者の意見にも耳を傾けながら、活発に議論することにつながるものと考えます。この点では、学習の振り返りとして自己評価を数値的に準備している形式もありましたが、内容に踏み込んでいないとはいえ、生徒への誤解を生じさせることが危惧されました。また、こうした振り返りは生徒自身が考えたことを話し合ったり、文章化したりする中で、おのずと自覚できることだと思いますし、またそのように指導していくことが肝要であるとも考えました。

このほか、自分自身のこと、人とのかかわり、集団や社会とのかかわり、生命や自然、崇高なものとのかかわりの領域配分のバランス、スポーツ関連や伝記等で取り上げる人物、役割演技等の表現活動の有無とその内容、いじめへの問題提起や特別支援教育への配慮等に関しても目を配ったつもりでおります。

さらに、各社の構成上の工夫や挿絵、表紙から受ける印象についても中学生の視点から見てみました。このようなことから総合的に判断し、今回の中学校特別の教科 道徳の採択に当たって、私は学研の教科書がよいと考えました。主題名をすぐに表示しない、考えるきっかけともなる問いかけを一つにするなど、見方によっては授業のねらいが焦点化しにくいと捉えられるかもしれませんが、生徒の発想を縛らず、かつ多様な展開が期待でき、指導書等を参考に授業準備をすることで、考え、議論する道徳、主体的、対話的で深い学びの実現が期待できると考えました。取り上げた教材も時代に即応したものの、従来より大事に受け継がれてきたものがバランスよく配列されていると捉えました。

なお、ドナルド・キーン氏に関してこの社では取り上げておりますけれども、ドナルド・キーン氏は北区とのご縁が深く、日本への帰化にまつわるエピソードは北区で学ぶ子どもたちにはぜひとも知っていてほしいことでもあり、日本という国や日本人としてのあり方についても立ち止まって考える上で、とてもありがたい話題であり、教材であると考えましたことも申し添えさせていただきます。

以上でございます。

清正教育長

ありがとうございました。それでは、私から発言させていただきます。

今回八つの会社の教科書を読ませていただきまして、共通する部分もあれば、特徴となる部分もさまざまあって、それぞれに工夫が凝らされていて、その中で一冊を選ぶこ

とのむずかしさ、これはほかの委員からもございましたが、極めて難しさを感じています。考えるに当たりましては、選定審議委員会の報告を十分に参考にさせていただきました。また、さまざまな観点はあると思いますが、例えば一つは中学生がより主体的に学ぶことができる教科書はどういうものなのか、もう一つはより取り扱いやすい教科書はどういうものなのかという点があるかと思います。主体的に学ぶという点では、題材ごとに設定されている発問等が十分に周到に準備されていて、中学生が考えるポイントを押さえやすくしているのか、あるいは比較的大掴みで少なめの発問にとどまって、中学生自身が自ら考える自由度や幅が大きいかという点があるかと思います。また、1年間で学ぶ教科の概要が教科の見取り図として、学びの主体である中学生に分かりやすく示されているかという点もあろうかと思います。また、取り扱いやすさでは教科書の大きさや分冊ノートの有無といった点もあろうかと思います。

さまざまな点を総合的に考えまして、私自身は八つの教科書の中では東京書籍がより望ましいのではというふうに思っています。

ただいまご意見を伺いますと、東京書籍と日本文教出版と学研教育みらいという意見となりました。ついては、採決により採択する教科用図書を決定したいと存じますが、採択は挙手により行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、採決を挙手にて行います。
それでは、東京書籍を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

清正教育長

賛成3名です。
次に、日本文教出版の教科用図書を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

清正教育長

賛成1名です。
次に、学研教育みらいの教科用図書を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

清正教育長

賛成1名です。
ただいまの採決の結果、東京書籍を採択することに賛成の委員3名、日本文教出版を採択することに賛成の委員1名、学研教育みらいを採択することに賛成の委員1名となっています。従いまして、東京書籍が過半数に達していますので、特別の教科 道徳は東京書籍の教科用図書を採択することに決定させていただきます。

以上で特別の教科 道徳の教科用図書の採択を終了いたします。今回採択した教科用図

書は平成29年3月に告示された学習指導要領が平成33年度から全面実施されるまでの平成31年度及び平成32年度の2年間において使用することといたします。なお、今回の教科用図書の採択結果につきましては、会議録調整前であっても問い合わせがあった場合は回答し、また準備が整い次第北区のホームページに公表したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、次に日程第5、第51号議案「平成31年度使用（小中学校特別支援学級）教科用図書採択について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第51号議案、平成31年度使用（小中学校特別支援学級）教科用図書採択について、ご説明申し上げます。

本議案は平成31年度使用の小中学校特別支援学級教科用図書を採択いただくものでございます。こちらにつきましても、先ほどの小中学校の教科用図書の採択と同様に、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていますが、特別支援学級につきましては、文部科学省の定めるところにより、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外の教科用図書を使用できる旨が学校教育法附則第9条に記載されてございます。

恐れ入りますが、議案をおめくりいただき、平成31年度使用小・中学校特別支援学級使用教科書一覧をごらんください。

1ページから裏面の2ページにかけて各小中学校の特別支援学級で使用する教科書が示されております。これらにつきましては、各学校が児童・生徒の実態を踏まえるとともに、内容、構成、分量、表記などの観点で調査されました東京都教育委員会の調査研究資料及び文部科学省発行の一覧を参考にしております。

学校教育法附則第9条による教科用図書は、児童・生徒の実態に応じて毎年採択されているものですが、通常の学級と同様、その採択の権限は所管の教育委員会に属しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

清正教育長

本件についてご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないものと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。次に報告事項に移ります。日程第6、報告第56号「東京都北区立王子第一小学校改築に伴う現校舎の解体について」事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 それでは、報告第56号について、ご説明を申し上げます。恐れ入ります、表紙を1枚おめくりください。ご報告いたしますのは、北区立王子第一小学校改築に伴う現校舎の解体についてでございます。①解体を行う財産の表示ということで、次ページに図面をつけさせていただいておりますが、新しい校舎を建てるということで、現校舎、体育館棟、プール、特別教室とその全てを解体することによりまして、一時的に校舎部分の財産が目録のほうから消失するということが、全体の流れとしてはご説明をしておりますが、財産上の取り扱いについて、改めてご報告をするものでございます。

参考までに申し上げますと、本解体工事の工事説明会が先月の7月25日に現校舎のほうで実施をされております。当日10数名の近隣住民の方がご参加をいただきました。概ね、いい学校を建ててほしいということでご意見をいただいたのですが、個別の幾つかの心配事としてご意見を賜りましたのが、解体中の工事車両の出入りについて、それから、解体する物件にはアスベストを含有している壁がございます。その工事の安全について、それから、解体に伴います振動等で近隣の家屋に影響が出た場合の補償について、これらについてご意見をいただきましたが、工事を所管いたします営繕課のほうでご説明をいたしまして、そういうことなら万全を期して実施してくださいということで、円満な形で工事説明会を終えているところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第7、報告第57号「日本語適応指導教室の設置について」事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 それでは、報告第57号について、ご説明をさせていただきます。
それでは、恐れ入ります、1枚おめくりください。

日本語適応教室の設置について、1番要旨でございます。中ほどをごらんいただきたいと存じます。現在、北区教育委員会では小学校2校と中学校1校に日本語適応指導教室を設置してございます。近年、外国籍の児童・生徒の就学が増加する中、日本語適応指導教室のニーズは年々高まっているところでございます。平成31年4月から、小学校・中学校に新たに日本語適応指導教室を設置するという要旨でございます。また、現在北区立赤羽岩淵中学校は、同年4月より正式に日本語適応指導教室設置校とさせていただきますと存じます。

中段にお示ししてございます表が平成30年度の小学校・中学校の設置校でございます。また、お隣に31年度新たに設置する学校には下線を加えているものでございます。2番、現況と経過等でございます。現在、日本語適応指導教室は、小学校は北区立西が丘小学校と西ヶ原小学校の2校と。中学校は北区立赤羽岩淵中学校の1校でございます。北区立赤羽岩淵中学校につきましては、平成28年4月1日より稲付中学校の改築期間中に限りまして、区内から通級する生徒の交通の利便性等を勘案して設置を一時的な仮移転先として日本語適応指導教室を設置させていただいたものでございます。

今回、31年からは先ほど申し上げましたとおり、赤羽岩淵中学校を正式の日本語適応指導教室として設置をさせていただき、中学校につきましては、新たに明桜中学校を加えさせていただくという内容でございます。

また、小学校につきましては、西が丘小、西ヶ原小に加えまして、堀船小学校を加えさせていただくという内容です。今後の予定につきましては、9月の定例校園長会にご報告の以後、文教子ども委員会に報告の後、PTA、また通級児童・生徒の保護者に意向調査を実施していくと、そういったスケジュールでございます。

報告は以上です。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 ご説明ありがとうございます。また、設置がされるということは大いに結構なことだ
 というふうにありがたく思っております。なお、小学校についてですけれども、所管
 が教育指導課のほうになろうかというふうに思いますが、低学年の外国籍の児童につ
 いては、派遣がございますけれども、なかなか外国語の言語も多様化しておりまして、十
 分な、適切な指導がいきわたらない部分も生じてきているかというふうに思います。な
 かなか大変なことではあると思いますけれども、学校現場で児童・生徒が楽しく過ごす
 ためにも、多様な人材の確保により努めていただけたらと言うふうに願うところです。
 よろしく願いいたします。

清正教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
 それでは、ここで本件に関する報告は終了いたしまして、次に日程第8、報告第58
 号「認証保育所「日生赤羽駅前保育園ひびき」の閉園について」事務局から説明をお願
 いいたします。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 では、私から認証保育所「日生赤羽駅前保育園ひびき」の閉園について、ご報告させ
 ていただきます。
 要旨です。認証保育所の「日生赤羽駅前保育園ひびき」につきましては、設置者より
 「入園児童減少による収支悪化のため、また、次年度以降も改善の見通しが立たないた
 め、また次年度以降も改善の見通しが立たないため、平成31年3月31日をもって閉
 園する」との意向が示されました。
 また、設置者からは、全利用児童の保護者に対しまして、7月25日・26日の2日
 間にわたりまして説明会を開催し、閉園までは現在と変わらぬ保育を継続していくとい
 ったような考えを示すとともに、今後も引き続き利用者の保護者の方の理解に努めてい
 くといったようなことで説明を行ったとの報告を受けているところでございます。
 なお、この2日間に開催された説明会でございますが、全ての児童の保護者の方にご
 参加をいただきまして、今後どのように転園等を考えていったらいいのかといったよう
 な質問等はあったものの、事業者がこの認証保育所を閉園するといったようなことにつ
 きましては、おおむねご理解をいただくことができまして、両日とも説明会自体は30
 分程度で終了したといったようなことでございます。
 2の認証保育所の概要に進みます。この認証保育所でございますが、所在地は北区赤
 羽西1-7-1の2階でございます。赤羽駅西口再開発ビルのパルロード3といたしまし
 て、イトーヨーカドーさんが入っているビルの一角にございまして、赤羽駅南口からは
 歩いて1分かからないくらいの交通利便性のよい場所でございます。設置者は株式会社
 日本生科学研究所で、平成23年4月の開設になります。7月現在、40名中22名の
 在籍でございましたが、8月にまた2歳児で1名退園があつて、8月現在では21名と
 いったような状態でございます。

3、今後の予定でございます。このことにつきましては、関係の区議会議員の方々には情報提供させていただいているところでございますが、改めて9月13日の区議会所管委員会で報告をさせていただきます。

最後に、4の区の指定の対応でございますが、設置者に対して、認証保育所というのは原則2歳児までをお預かりする施設であることから、特にこの0歳児と1歳児の計14名の保護者の方へ丁寧な説明を求めてまいります。また、保護者の意向等を踏まえまして、区からも丁寧な案内を行っていきたいと考えてございます。

以上、説明でございました。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 閉園に関する理由ということなのですが、赤羽駅の西口の駅前にあるという施設でして、立地条件というのでしょうか、お母さんたち、お父さんたちが通勤の合間とか、行き帰りに利用しやすい場所じゃないのかなというふうな認識をしておりましたが、今社会問題にもなっている保育士の不足ということが大きな理由なののでしょうか。

清正教育長 保育課長

保育課長 保育士の不足というよりは、本当に園児さんが集まらないといったようなことだと思います。職員のほうは、入っている人も大丈夫なくらいはいるようなのですが、この赤羽駅の付近なのですが、例えば認可保育所が近くにあって、そちらのほうでも結構な空きがあって、そうしますとやはり認証のほうにさらに人が集まりにくいといったような状況でございます。まだ、ちょっと北区は待機児童解消が大分進んできたのですが、地域バランスといえますか、そういったところでいろいろあるのかなといったような状況でございます。

渡辺委員 ありがとうございます。恐らく、0から5歳児までというふうな施設になるべく第一希望としては入れたいという保護者の方も思いもあるのかなとは思っておりますが、承知しました。ありがとうございました。

清正教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これもちまして、平成30年第8回教育委員会定例会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。